

コメントの概要及びコメントに対する証券監視委の考え方

| 関係箇所 | コメントの概要 | コメントに対する考え方 |
|----------------------------------|--|---|
| 金融商品取引業者等検査マニュアル II-2-1 業務編・共通項目 | | |
| 5. 反社会的勢力への対応 | <p>5. ③及び④の改正箇所について、</p> <ul style="list-style-type: none"> 直販を行っていない投資信託委託会社の中には、本人確認が必要な外為法上の「特定為替取引」や取引時確認が必要な犯収法上の「特定取引」を行っていない会社もあり得る。そのような会社における取引関係者は、印刷業者、運搬会社、倉庫業者等に限られるので、契約書への反社条項の規定や取引開始前後のデューディリジェンス等、データベースの利用以外の方法で反社会的勢力を排除するという体制もあり得ると考えられる。 <p>そのようなビジネスモデルの会社も含めて一律にデータベースの構築、更新、活用を義務付けるのは広範に過ぎるので、各社の個別状況に応じた対応の余地を残してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 反社会的勢力に関する情報（データベース）は、グループ内のある会社とそのビジネスの中で取得する情報が含まれることもあり、その中には顧客の個人情報や機密情報が含まれることもあり得る。 <p>当該会社はその情報をデータベースに登録し、当該データベースをグループ内でシェアすることについて、個人情報保護法又は機密保持の観点から問題とならないか（問題とならない場合、その論拠は何か）。</p> | <p>検査マニュアルの確認項目は、証券監視委による「規制」や「指導」に該当するものではありません。本改正は、金融庁における「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等の一部改正により追加される態勢整備等についての着眼点を踏まえ、当該態勢整備等について、あくまで検査対象先の実態を把握するために有効と考えられる確認項目を例示したものです。</p> <p>検査の実施に当たっては、検査対象先の特性、業務の状況、取扱商品等を十分考慮することとしており、検査マニュアルの各確認項目を機械的・画一的に検証することのないようにしております。</p> |